

●個人情報保護条例

○市が守る主なルール

市は、皆さんの個人情報を取り扱う際は、次のルールを守ります。

●個人情報の取得・保有の制限

個人情報を取り扱う事務の目的をはっきりさせ、その目的に必要な範囲で個人情報を取得し、必要な範囲を超えた個人情報は保有しません。

また、個人情報を取得する際は、適法かつ適正な手段により、原則として本人から直接取得することとし、思想、信条および信教などに関する個人情報は、原則として取得しません。

●利用・提供の制限

個人情報は、原則として取得したときの利用目的以外の目的に利用したり他に提供しないこととし、保有する必要がなくなった個人情報は確実に速やかに廃棄します。

●個人情報取扱事務登録簿の作成・閲覧

個人情報を取り扱う事務の目的や内容を市民の皆さんに明らかにするため、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、市民の皆さんが閲覧できるようにします。

●職員に対する罰則

職員が不正な利益を図る目的で個人情報を他に提供したり、職務に関係なく個人情報を収集した場合の罰則を定め、市が守るルールの履行の確保を図ります。

2. 滑川市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例について

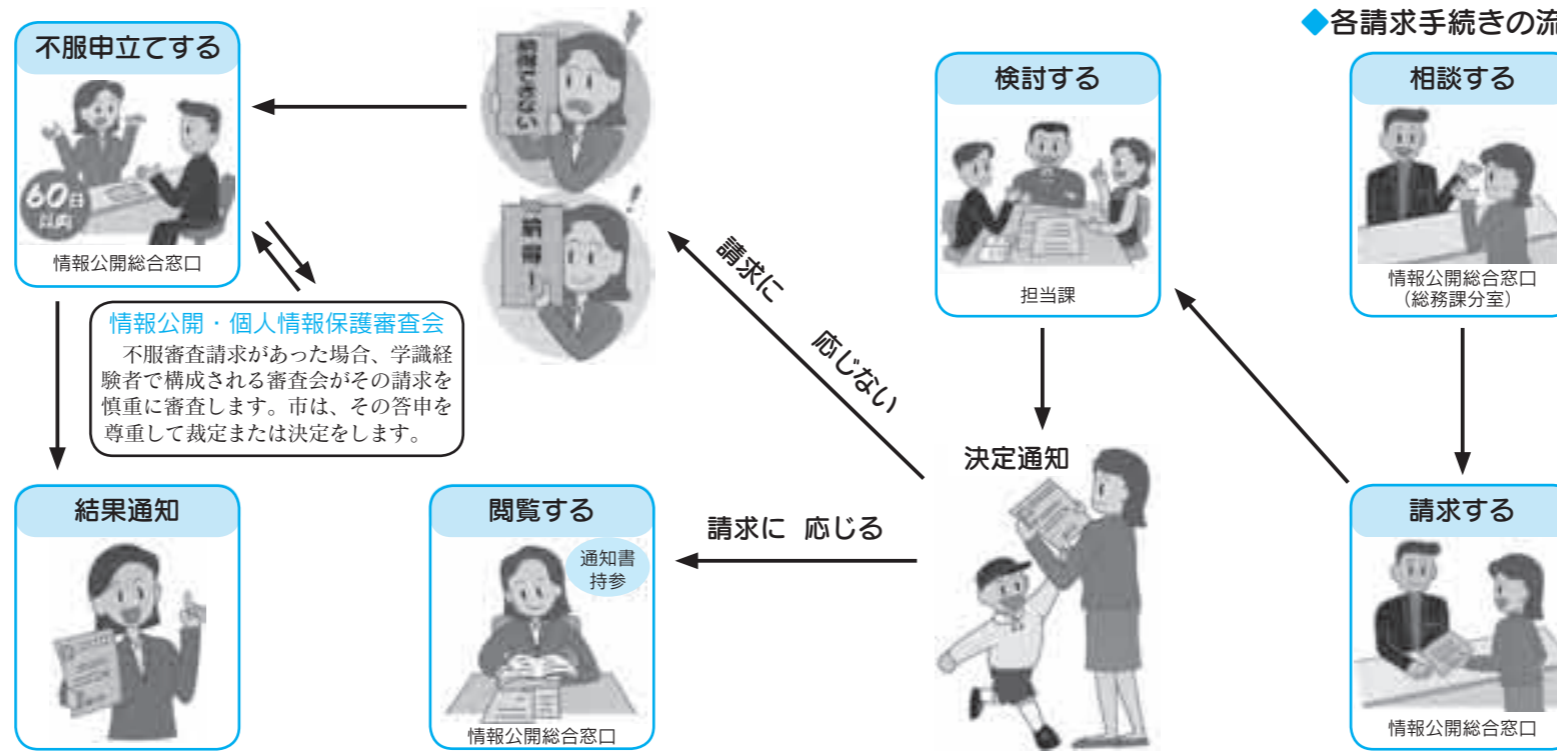
住民基本台帳の閲覧制度については、不特定多数へのダイレクトメールの発送や、ストーカー行為などといった刑事事件が発生する要因となっており、国においても、現在、閲覧制度の見直しが検討されているところです。

市では、これらの問題への対応として、住民基本台帳の閲覧手続きを厳格にし、住民基本台帳に含まれる個人情報を保護することが早急に必要であると考えことから、県内の市町村に先駆けて、住民基本台帳に記載されている個人情報の保護について制度化することとしました。

●住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否

次のような住民基本台帳の閲覧の請求があった場合には、その請求を拒むこととします（ただし、本人や家族、公職にある者、報道・学術機関からの請求の場合を除きます）。

- ◇プライバシーの侵害や差別につながるおそれがあると認められる閲覧
- ◇被閲覧者を特定できない、または被閲覧者が多数である閲覧



近年の急速な情報化の進展に伴い、私たちの個人情報を効率的に取得・利用することが可能となる中、行政もこうした個人情報を利用してさまざまな行政サービスを提供している。しかし一方で、個人情報が、本来の目的以外の目的に利用されたり、外部へ流出・悪用されるといった深刻な社会問題が起っています。こうした問題やプライバシーに関する意識の高まりなどから、最近では、個人情報の保護についての市民の皆さんの関心が高まっています。このような状況を踏まえ、市では、市が保有する個人情報の取扱いに関するルールや市民の皆さんの権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いを図ることにより市民の皆さんの権利や利益を保護するため、「滑川市個人情報保護条例」を柱とした個人情報保護制度を整備しました。

個人情報保護制度

10月1日から滑川市個人情報保護条例がスタート

●ストーカー等被害者の保護

ストーカー行為や配偶者からの家庭内暴力による被害者からの申し出があったときは、特定の人物からの閲覧請求を拒否できることとします。

●住民基本台帳ネットワークシステムに係る緊急措置

住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人情報の漏えいなどの事態が発生したときは、接続の一時停止などの必要な措置を講ずることとします。

住民基本台帳って何？

市民の皆さんの利便の増進と行政事務の合理化を図ることを目的として法律に基づいてすべての市町村が整備しているもので、氏名、生年月日、性別、住所をはじめとした皆さんの基礎的情報を記載しているものです。

問合せ先

個人情報保護条例…総務課 (内線 211)
住民基本台帳の個人情報の保護…市民課(内線 311)

○皆さんもご協力をお願いします。

◇市は…
個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、市民の皆さんや事業者への意識啓発に努めます。

◇市民は…
自分の個人情報を適正に管理し、他人の個人情報を取り扱うときは、他人の権利利益を害することのないように努めましょう。

◇事業者は…
事業の実施の際は、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利や利益を害することのないように努めましょう。

1. 滑川市個人情報保護条例について

○市民の皆さんの権利

市民の皆さんは、次のようにこの制度を利用することができます。

●個人情報の開示を請求できます

本人であれば、誰でも、市の保有する自分自身について記録されている個人情報の開示を請求することができます（ただし、例外的に開示できない情報もあります）。

また、本人が未成年者の場合は法定代理人が、死者の場合は一定の遺族が開示を請求することができます。

●個人情報の訂正や利用停止を請求できます

開示を受けた個人情報の内容が事実と異なる場合は、内容の訂正を請求することができます。

また、市が個人情報を違法に取得し、またはその取扱いが不適正であると認められるときは、その情報の利用や提供の停止もしくは消去を請求することができます。

市は、訂正や利用停止の請求の内容が正しいときは、原則として内容を訂正し、または個人情報の利用を停止（消去）しなければなりません。

●「不服申立て」ができます

開示の請求、訂正の請求、利用停止の請求に対する市の決定に納得がいけない場合は「不服申立て」ができます。

不服申立てがなされたときは、有識者からなる「滑川市情報公開・個人情報保護審査会」が内容を審査し、市の対応に意見をします。